

(1 9) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
(4 5) 【発行日】平成 2 9 年 8 月 7 日 (2 0 1 7 . 8 . 7)
(1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)
(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 5 8 3 1 9 5 号 (D 1 5 8 3 1 9 5)
(2 4) 【登録日】平成 2 9 年 7 月 1 4 日 (2 0 1 7 . 7 . 1 4)
(5 4) 【意匠に係る物品】ゲーム機能付き電子計算機
【部分意匠】
(5 2) 【意匠分類】H 7 - 7 2 5 W 1 2
(5 1) 【国際意匠分類】L o c (1 0) C 1 . 1 4 - 0 3
【Dターム】H 7 - 7 2 5 D、H 7 - 7 2 5 G、H 7 - 7 2 5 A B
(2 1) 【出願番号】意願 2 0 1 6 - 1 5 9 7 1 (D 2 0 1 6 - 1 5 9 7 1)
(2 2) 【出願日】平成 2 8 年 7 月 2 7 日 (2 0 1 6 . 7 . 2 7)
(7 2) 【創作者】
【氏名】菊池 将之
【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地 シャープ株式会社内
(7 2) 【創作者】
【氏名】佐藤 麻伊子
【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地 シャープ株式会社内
(7 3) 【意匠権者】
【識別番号】0 0 0 0 0 5 0 4 9
【氏名又は名称】シャープ株式会社
【氏名又は名称原語表記】S H A R P K A B U S H I K I K A I S H A
【住所又は居所】大阪府堺市堺区匠町 1 番地
(7 4) 【代理人】
【識別番号】1 0 0 1 6 0 7 8 3

【弁理士】

【氏名又は名称】堅田 裕之

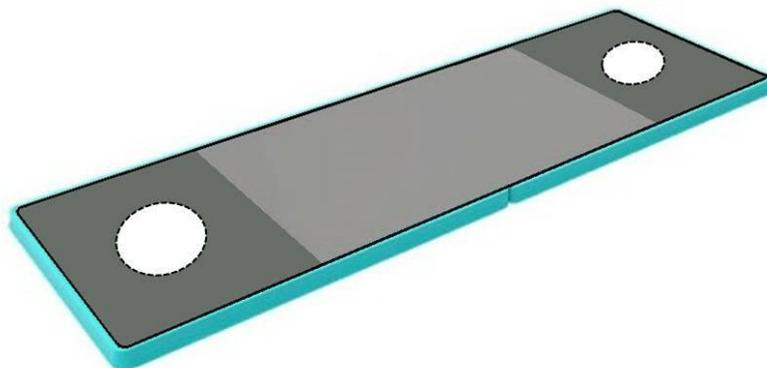
【審査官】中田 博康

(5 5) 【意匠に係る物品の説明】本物品は、フレキシブルディスプレイを用いた折畳み可能な電子計算機である。正面図及び各斜視図の画像表示部に表された画像は、ゲーム機能の操作を行うための画像（付加機能である汎用ゲーム機としての画像）であり、中央部にゲーム機能の設定画像やゲームコンテンツ（別途実行される個別のゲームプログラムにより表示される）の表示領域を設け、その左右にカーソルキー等の操作部表示領域を設けている。

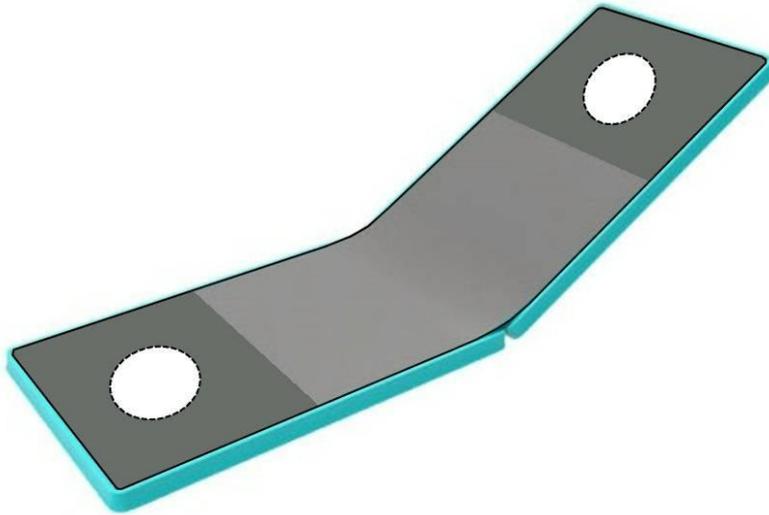
(5 5) 【意匠の説明】破線で囲まれた部分を除く黒色実線で囲まれた画像表示部が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

【図面】

【斜視図】



【やや折り曲げた状態を示す斜視図】



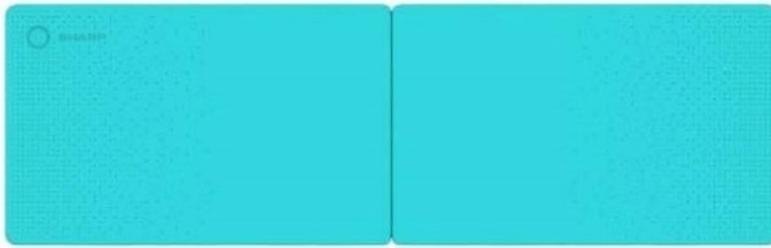
【閉蓋状態斜視図】



【正面図】



【背面図】



【平面図】



【底面図】



【右側面図】



【左側面図】



【表示状態例を示す参考図】



(56) 【参考文献】 意登1268065 意登1362167 意登1370037 意登1444884
意登1464950 意登1509184 意登1548864 特開2012-138012 特開2014-161009
特開2015-27085 大韓民国意匠商標公報、12-22号、(2012-10-11)、30-0662695、
(特許庁意匠課公知資料番号HH24434362) 大韓民国意匠商標公報、13-22号、
(2013-7-17)、30-0701268、(特許庁意匠課公知資料番号HH25428128)